

平成26年5月26日

医療機関各位

一般社団法人 尼崎市医師会
 会長 黒田 佳治
 尼崎市長 稲村 和美

平成26年度福祉医療費受給者証の更新について

初夏の候、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、本会の運営、または本市行政推進のため格別のご協力を賜わり厚くお礼申し上げます。

みだしのことにつきましては、受給者証の有効期限が平成26年6月30日となっているものにつき下記のとおり更新しますので、7月1日から新しい受給者証に基づき診療いただきますようお願いいたします。

また、7月1日から母子家庭等医療において、制度を一部改正しますので、あわせてお知らせいたします。

1 福祉医療費助成制度の一部改正

(1) 老人医療費助成制度

① 低所得Ⅰの自己負担割合

現行: 1割

改正後: 2割(誕生日が昭和24年7月1日以降の方から適用)

※低所得Ⅱについては、現行通りの2割負担

② 低所得Ⅱの一部負担限度額

現行: 外来 8,000円 入院 24,600円

改正後: 外来 12,000円 入院 35,400円(誕生日が昭和24年7月1日以降の方から適用)

※低所得Ⅰについては、現行通りの外来8,000円、入院15,000円

※①②ともに誕生日が昭和24年6月30日以前の方は、経過措置として現行の自己負担割合及び一部負担限度額を適用

▷ 外来 1600 → 800 へ up

(ただし ¥400 の場合は変更なし)

(2) 母子家庭等医療費助成制度

① 所得制限

現行: 所得192万円未満(扶養親族1人につき38万円増)

児童扶養手当(一部支給)の所得制限の基準を準用

改正後: 所得19万円未満(扶養親族1人につき38万円増)

児童扶養手当(全部支給)の所得制限の基準を準用

※上記の所得制限額を超える場合でも、低所得の方(本人及び扶養義務者いずれもが市民税非課税で年金収入を加えた所得が80万円以下)については、受給資格を認定。

② 一部負担金

現行: 区分 一般 外来 600円 入院 2,400円 児童の入院は無料

改正後: 区分 一般 外来 800円 入院 3,200円 児童の入院は無料

※低所得の方(本人及び扶養義務者いずれもが市民税非課税で年金収入を加えた所得が80万円以下)については、変更なし(外来400円 入院1,600円 児童の入院は無料)

2 更新する受給者証

有効期限が平成26年6月30日となっている次の受給者証のうち、引き続き、受給資格を認定できるものについて更新します。

- 老人医療費受給者証
- 乳幼児等医療費受給者証
- こども医療費受給者証
- 障害者医療費受給者証
- 高齢障害者医療費受給者証
- 母子家庭等医療費受給者証

ただし、昭和24年6月30日以前生まれの方は、経過措置として次の区分ごとの負担割合・一部負担金（自己負担）の限度額が適用されます。

区分	負担割合	外来の限度額	入院・世帯の限度額
低所得Ⅱ（注1）	2割	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ（注2）	1割	8,000円	15,000円

(2) 乳幼児等医療（就学前児）（公費番号80）
外来・入院 負担なし

(3) 乳幼児等医療（小学1～3年生）（公費番号80）
一部負担金（自己負担）の限度額

負担区分	外 来	入 院
①一般 （②以外）	1医療機関1薬局あたり 1日800円限度（月2回まで）	負担なし
②低所得 （注）	1医療機関1薬局あたり 1日600円限度（月2回まで）	

注 保護者及び扶養義務者（健康保険の被保険者）いずれもが市民税非課税で、年金収入とその他の所得の合計が80万円以下

※ 市民税が未申告のときは、「一般」の区分になります。

(4) こども医療（小学4年生～中学3年生）（公費番号47）
一部負担金（自己負担）
外来：2割負担
入院：負担なし

(5) 障害者医療（18歳未満）（公費番号83・44）
一部負担金（自己負担）の限度額

負担区分	外 来	入 院
①一般 （②以外）	1医療機関1薬局あたり 1日600円限度（月2回まで）	負担なし
②低所得 （注）	1医療機関1薬局あたり 1日400円限度（月2回まで）	

注 本人、配偶者及び扶養義務者（健康保険の被保険者）いずれもが市民税非課税で、年金収入とその他の所得の合計が80万円以下

※ 市民税が未申告のときは、「一般」の区分になります。

※ 受給者証に記載している負担者番号が「43」「44」で始まる受給者証をお持ちの人は、精神疾患を除く一般疾病だけが助成対象となります。

(9) 母子家庭等医療 (公費番号84・85)

一部負担金(自己負担)の限度額

負担区分	外 来	入 院(注1)
①一般 (②以外)	1医療機関1薬局あたり 1日800円限度(月2回まで)	1割負担 (月3,200円まで) ※ 児童は負担なし
②低所得 (注2)	1医療機関1薬局あたり 1日400円限度(月2回まで)	1割負担 (月1,600円まで) ※ 児童は負担なし

注1 3か月連続して、入院の一部負担金を支払った場合、4か月目以降は不要
(転院した場合は、還付請求が必要など場合があります。)

注2 本人及び扶養義務者(健康保険の被保険者)いずれもが市民税非課税で、年金収入とその他の所得の合計が80万円以下

※ 市民税が未申告のときは、「一般」の区分になります。

70歳以上の母子家庭等医療受給者は、下記の取り扱いになります。

受給者証の地色はオレンジ色です。

医療機関等の窓口では受給者証をお使いいただけません。(現物給付不可)

医療機関等の窓口で、高齢受給者証(または後期高齢者医療被保険者証)の負担割合で医療費を支払っていただき、受診月の翌月以降に、還付請求をしていただくことで、医療費を助成します。

6 市民広報について

「市報あまがさき」平成26年6月号に関連記事を掲載しておりますので、ご覧いただきますようお願いいたします。

○還付申請の窓口

- ・ 市役所(福祉医療課) 電話:06-6489-6359
- ・ 各支所の地域福祉担当(精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は支所の地域保健担当)
- ・ 阪急塚口サービスセンター
- ・ 阪急園田証明コーナー(申請する方が65歳以上または身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方に限ります。)

お問い合わせ先

尼崎市福祉医療課 電話:06-6489-6359

以上
(福祉医療課)